

うになっているので、保育だけを何とかするといふのはかなり難しいのではないか。(P氏)

・幼保両方をとるという方向での双方の免許・資格を見直す。幼保を踏まえた科目の再構築をするべきではないか。八週間の中での実習の設計について柔軟性を持たせて、養成校に任せしていく。(Q氏)

・実習のあり方としては、ただ、単位を取ればいいということではない。実習の現場が余計な負担というのではうまくいかない。ある意味では共に学ぶという互恵性のある実習ができるよう色んな知恵を出していく。今は社会貢献が大事で、そういう観点で単に施設に学生を預けるということだけでなく一緒に育てるということもあってみんなで育ち合うというような方向に変えていく必要があるのではないか。(R氏)

1—4 養成課程の科目や内容の共通部分を多くするか、独自で設定する自由度を増やすか

・養成校の独自性をより生かすのがよいと思う。基本的な部分は、当然共通だが、基礎コースに対して、特別コース。この特別コースで独自性を生かしていく。養成校は、高度専門職大学院的なものも視野に入れた養成校があってよい。独自性をより生かすというのは、三段階で言えば、二段階、三段階の所で専門コース。(O氏)

・多様な専門性をもった保育士が必要。ただし、保育士としてのベースはもっているということが必要。共通や基本は大事にしながらも養成校の特色が出せるように自由度を増すという方向の方がよい。(P氏)

・前回も大綱化しており、科目としては量的には限度。加えることはいいが、最小限で必修とし、シラバスの作りは、緩めた方がよい。(Q氏)

・自由にやれるけれども責任を持とうという、その辺りを保育士養成協議会でそれぞれの独自性を生かしつつ、自己規制をしていく方向性を提案していったらいいのではないかと思う。(R氏)

2) 国家試験の導入について

2—1 養成校卒業に加えて国家試験を課すことについて

について

・何故、国家資格といふのか。児童福祉法の改正で、国家資格になったと言われる。それまでの施行令で定めていた保育士とはこういうものであって、養成校と試験の二本立てがあつて、いうものが、児童福祉法の条文で18条の4から始まって20何条も増えた。その重さ。国家資格というのは、国家試験を課す資格を国家資格ということから言えば、まだ国家資格の定義の半分の意味しか持っていないと言える。国家試験を課すことについて、その必要性があるかどうかをもっと議論して、意見が分かれてもいいと思う。どちらかと言うと国家試験をどんな性格のものにするかによる。

第一段階は、いわゆる社会的親としての保育士を非常に広く広げる必要があると思う。そういう方たちにまで弁護士、医師、看護師、助産師や社会福祉士とかと同じようなものを課す必要があるかどうか。必要というのは簡単だが、それは何故か、どう普及させたらいいかというところまでは分からない。

先ほど述べた第三段階の中でいうと第二段階、第三段階はいうまでもなく、ここをクリアした人、単位を取得した人は試験を受ける。将来マネジメントも出来る。施設経営者としてお墨付きですよというような資格。障害児保育や乳児保育などのエキスパートになりうるとかシニア保育的なもの。それぞれの分野で国家資格をもっている人がいてよいと考える。本来的な意味の国家資格としての性格をもつなら養成校で学んだ人も一般の人もそこを頂点に国家試験をして国家資格をとるというのは1つあります。

いずれにしても、現在の二本立ての資格制度の再検討がます必要であり、それを抜きに国家試験をするかどうかを考えるのはどうもぴったりこない。現在の試験は、宙に浮くのか、どこに位置づけるのかということになる。(O氏)

・絶対に必要。保育士が国家試験を免除されているという合理的な理由は何もない。保育士の待遇を上げていくためにも国家試験の導入は必須。早急にやらなければならない。(P氏)

・専門家の目でちゃんとやっているかをきちんと

チェックしていく方向がいいのではないか。一律のベーパーテストでは、本当の力がつかないのではないか。かえって弊害があるのではないか。養成校水準や独自の第3者評価を作るといいのではないか。ただ、保育士養成校に看護師、医師の国家試験のような導入することも考えられると思う。

(Q氏)

・ドナルドショーンは、医師、弁護士などの専門性と教師・保育士などの専門性とは違うと述べている。後者は、反省的実践家であり、保育者になってから学んでいくものが多いと言っている。一番の基本は職務について、現場のみんなで協調性、同僚性をもって学んでいくものだという。大学は、出せばいいということではなく、出してからもちろんアフターケアしていく必要がある。そのことが在学生にも生きてくる。ドナルドショーンが言うような保育士は、日々の保育を省察する中で高めていくことが中心になる。そこが医師とか弁護士と違う所。試験導入の背景には、保育士養成校が増える中で全人時代の流れがある。入学した人が全員卒業できる現行の仕組みの中で、卒業資格とイコールにするかという問題がある。日本の大学制度では、入学したら、ほとんど全員が卒業していく。そういう中で出てくる問題だと思う。卒業するということが、わが国の現状では、それだけのことを学んだという保証とはならないし、卒業できるかどうかという人は、他の所にも問題があることが多い。本来は、こういった問題を解決すべきと思うが、世間の目は厳しくなってきている。必要最低レベルの確認の為の試験は否定できないところもある。(R氏)

3) 保育士資格のあり方について

3-1 保育士が対象とする児童の年齢の範囲について

・第一段階というのは、短大での養成が主となるが、第二段階は、当然第一段階を含む。それも含めて4年制とか専門養成校とかになる。そういう意味で第一段階は、18歳未満の子どもすべてを視野に入れてしっかりと身につける。第二段階の養成でも当然第一段階を含んでしっかりとそれ

を踏まえる。その上で第二段階では、乳児保育を専門とする、乳幼児期を専門とする、学童を専門とする、思春期を専門とするというものが出てくる。思春期を専門とする保育士は、もっといなければならないとますます感じている。あくまでも基本は、しっかり0歳から17歳まで。それを見据えた形でその上で専門分化していったらよいのではないか。(O氏)

・前提条件として、保育が資格によって違うので、保育という言葉の整理が必要。保育を児童福祉法では0~18歳未満を対象としているが、学校教育法では保育は幼稚園が就学前の満3~5歳の児童に対して幼稚園教育要領に基づいて幼稚園教諭が行う業務とされている。一方、認定こども園では、幼稚園教育要領に基づいて学校で行われるものと定義、幼稚園教育要領に準じて保育所で行うものを保育としている。混乱のきわみ。そのうえで、保育士というのは、今の保育所を含む、児童福祉施設、児童福祉施設全般を対象とする以外にも、玩具屋さんやベビー服売り場、子供服売り場、離乳食売り場とかいわゆる子ども産業に保育士が入っていかなければならない。

また、在宅サービスもある。子育て支援事業の中にも保育士は入っていて。就学前を対象にした保育職、就学後を対象として施設とか放課後児童クラブなどの養育福祉士ともいるべき保育職、さらに、子育てのコーディネイトをするケアプランを作れるような子育て支援専門員ともいるべき保育職と三つに再編成する。(P氏)

・乳幼児期に特定する。(Q氏)

・1つは、幼稚園と保育所の関係をどうしていくかということ。幼稚園と保育所の免許・資格を両方とりやすくするということになった場合には、乳児及び幼児以下にするということにすればよい。しかし福祉という仕事は、本来的にもっと総合的な対応が必要ではないか。施設では、様々な施設が一体化されている。そのなかで高齢者や障害者が保育の重要な役割を担っている。幼保一体化施設の中で、両方がうまく関わり合っているところの実践をみながら、考えてみたい。幼保一体化施設の幼稚園教諭は、制度的には未満児とは関係ない。したがって同じ園にいながら、ローテーショ

ンに入らないという意識が強かったが、実際にやってみると、全員がローテーションに加わることの重要性に気づく。広く関わったり、みたりすることが必要。学生も先生も多忙な養成校でどうこれを解決していくのか。どちらをとるにせよ、関わりの基本は、年齢が違っても同じという所もある。カリキュラムを共通化していくかなければならないという所もあるし、障害児施設、保育所、養護施設に特化するのか、それとももうちょっと総合化していくのかによって対象年齢は異なってくる。(R氏)

3—2 保育士を現行のように総合的な資格とするか、あるいは領域別に分けるかについて

・資格取得の第一段階で終わった場合の資格と第二段階以上で終わった場合の資格とは、分けていいのではないかと思う。それは、差別ではなく区別。その時に今度は子ども中心ではなく、保護者を支援する、文字通り保育ソーシャルワーカーというのも保育士の中の重要な専門領域の1つ。第二段階ではむしろ保育ソーシャルワーカーとして育つという人が含まれていてよい。ステップアップできるシステムを考える。そこにインターンシップやデュアルシステムを導入することを考える。(O氏)

・基礎資格があって、その上に1年コースのように上乗せ資格とする。領域別に分けるが、国家資格としては基礎資格の保育士という1つの資格でよい。(P氏)

・施設の保育士、保育所の保育士、専門分化した保育士についてはどうか。短大、四大でいえば、二種、一種でよいのではないか。特別な領域が四大の学習で可能かどうか。今の四大の教育水準を考えるとむしろ修士課程で考える方がよいのではないか。うちは、障害を強化しますよというような四大のオプション化する分にはいいかもしれないが、ニーズとしても乏しいのではないか。保育士は、何でも出来なくてはいけない。(Q氏)

・短大でも専攻科や3年制、4年制が増えていく状況の中で、ベースの部分を共通にしておいて、障害の専門、家庭支援などをやや専門にするなど、アドバンストな面で位置づけていくのはどうか。

幼稚園の免許で問題となっていることが保育士に飛び火することも考えられる。保育を中心になしながら保育士の専門性を高めていくにはどうしたらよいか。ベースの所には、保育がしっかりとあるかどうか。その上でスペシャライズしていくのはどうだろうか。(R氏)

4) 保育士養成年限等について

4—1 保育士養成課程の修業年限について

・三段階ということで申し上げると一律でない方がよい。当然修業年限の幅がある基礎的な段階から、より高度な保育、教育、養護、障害児保育、非虐待児などの心のケアを必要とする子どもに対応できる、入所児童の親に対応できる相談援助技術、地域の子育て支援、地域関連施設・機関と連携できる、地域のニーズ、サービスをコーディネイトできる専門性が求められており、そのステップアップが必要である。

また、他の職員に対する指導的な保育士も必要である。科目数は、増やさざるを得ない。もっと必要な履修すべき科目が多くなる。専門性が求められるからそうだが、現実にいえば、基礎段階の第一段階のみでは現在の科目でも足りない。もう1つは、実習を高度化しなければならない。第一段階から第三段階までは、ステップアップがしていけるような形が当然必要。大学院での養成も特に高度専門職大学院の領域で大事。研究を中心とする大学院もあってもいいが、専門職養成を行う大学院のウエイトの方が高い。(O氏)

・2年プラス1年。2年で基礎資格、そして上乗せの1年で分野別、領域別の学ぶのが現実的。4年制大学でそれをやっても構わない。(P氏)

・幼稚園に合わせて一種、二種、専修としていく。一種、二種と橋渡しするものを作る。専修で専門分化していくようなルート。四大卒を増やし、一種免許にして小学校教諭と対等にしたい。いずれは幼稚園としては、小学校教諭と同じような待遇にしたいと考えている。幼保合同でも学歴の差があることは問題がある。看護師の方が修士、博士が増えてきている。リーダー層は、博士がある。いずれ保育学博士をつくらなければならない。そ

の時には、幼保が一緒になっての保育学博士が必要。地方にいくと短大が多い現実論を考えるとその分け方しかないのでないか。四大に一気にすることは、難しい。現場のニーズとして2年制でよいというものがある。10年かけて四大を増やしていく所でまた考えていくことではないか。(Q氏)

・大学の経営の問題もあると思うが、大学は経営的には短大でもっていたということもある。しかし今のすう勢としては、2年間だけの養成では忙しすぎるのではないか。4年制にする時に年限を延ばすだけでいいかという議論がある。年限はもうすこしゆとりをもった方がいいが、養成の方法を変えないで年限を延ばすだけでは同じことに終わるのではないかという指摘もある。少なくとも3年は必要ではないか。2年間ではメニューをこなしていくだけで終わってしまうのではないか。ただし、ベーシックな面とスペシャライズされた面とに分けて考えていく必要がある。(R氏)

5) 保育士資格と他資格との関連について

5—1 保育士と幼稚園教諭免許との関係について

・三段階で言えば、第一段階が現行どおり別々の資格、免許、第二段階以上で一本化の部分が出てくると思う。教育保育士という名称の人ができる必要があるかどうかはともかく、近未来を見通していくと現実には両方の資格を持ちたいという人も増えているし、現実のニーズも両資格をもっている人ということが求められるからそこの門戸まで閉ざす必要はない。第二段階以降で単位互換性とかを含めて、幼稚園教諭を持ちたい人も保育士の資格を持つという形でお互い互換していく。第一段階で保育士の資格をとり、幼稚園の資格をとって第二段階に行く人も当然いると思う。全体的に一本化、共通化する必要はないと思う。(O氏)

・統合すべき。就学前保育職で、集団保育と個別保育をする専門職としたらいい。(P氏)
・両方必要で科目の整理をしていく必要がある。(Q氏)
・保育士の方が保育者養成という点ではよく出来

ている。幼稚園の方は、小中高の教員養成の並びの中で学校教育という位置づけの中で出てきている。だから科目の立て方が教職の理念と役割から始まって全て学校教育体系の中から出てきている。保育士の方は、保育士だけに特化して作られている。

今後非常に大きな問題となると思うが、文部科学省から「幼児教育アクションプログラム」というものが出ていて、保育所も同様に歩んで欲しい、次世代育成支援の行動計画の中に各自治体で取り入れてくれるようにして欲しい、とされている問題がある。幼小の連携を、今度は本気でやろうとしている。幼稚園教育要領の改訂もあるが、幼稚園と小学校との連携が強調され、それが前面に出てくることになった時に、保育士と幼稚園教諭との間にある程度共通のベースが必要になってくる。幼保小の関係については、今後どう考えていくかが一番難しい問題ではないか。医師、弁護士などと比べて専門性の種別が違うだけで専門性が低い訳ではない。今の幼稚園教諭専修の大学院は、どんな科目でもよいのでとにかく単位をとればよい、というシステムでやっている。保育士にも大学院教育は必要。社会人入学の場合は、現場的な人が多い。いっぽう研究者を目指す人は、研究一本の人が多い。その辺りは、現場をちゃんと知っていて、指導的な役割を担える人を養成するという考え方の方がよいのかなと思う。(R氏)

5—2 保育士資格+1年間の介護福祉士養成課程単位取得による介護福祉士資格取得について

・関連すればそれに越したことはないが、保育士の土俵で言うならば専門性から言って持たなくて良いと思う。ただ、制度上、国がそうするというならば、それはそれで反対もしないし、賛成もない。これは、介護福祉士の領域の話であって、保育士の話ではないのではないか。(O氏)

・ケアという意味での本質は同じで、できなくはない。介護福祉士の資格の人が1年間の養成で保育士資格取得も可能ではないか。(P氏)

・単位が増えて、実習が増えると一年間ではきつい。現実として保育士+2年間でないと無理なのではないか。介護福祉士としては、求人は多い。

それから先、保育士を持っていることがどれだけプラスかは分からない。広い意味では生きているとは思うが、大きなプラスになるとは思えない。
(Q氏)

5—3 保育士と社会福祉士との関係について

・今後、社会福祉士資格と関連づけていく必要があるが、そもそも社会福祉士と保育士の間にある児童指導員との関係がある。保育士と社会福祉士の職務関連性は、ソーシャルワークとケアワークの養成システムの中で関連して緊急検討課題だと思う。今の所、全体を見渡した、子ども家庭福祉、児童福祉の専門職というものがない。保育士と児童指導員は、ドッキングできる部分もあるし、保育士のある部分と児童指導員のある部分をもっと別の形で専門職にした方がよいところもある。そういう意味では関連付けを図るべきだという位置。単に資格と関連付けましょう、この科目を取っていればというそういう意味ではなく、そもそも社会福祉士と保育士の間にある児童指導員、少年指導員、母子指導員などとの繋がりを通じてどう考えるか。一番大事なのは、児童指導員は、保育士のような厳密な資格ではないのに、とても高度なソーシャルワークを担わなければならぬ。現実にそれが難しくて、バーンアウト現象があつたりする。保育士は、ソーシャルワークを制度として位置づけた。保育士と児童指導員との関連性、専門性の違いを議論した上で社会福祉士と結びつくのではないか。(O氏)

・現状では、社会福祉士の科目に養護原理、保育原理、療育原理等の子どもの援助についての科目が入っていない。現状をベースにして考えるならば、養護と保育と一緒にして養育技術として養育概論、障害児との関わりの療育概論、介護概論の三つを選択科目にする。そういう内容を是非導入すべき。試験は、そういったものも勉強しなくてはならない。(P氏)

・親御への支援ということで家庭において色々困難を抱えた中でどうしていくのか問題がある。幼保において、4年制で社会福祉士をとっていくことを認めていく。来年以降社会福祉士のカリキュラムが変わっていく中で、もしかしたら4年

制大学でも厳しいかもしれない。保育士と社会福祉士だけで幼稚園をとれないと言ったら、学生は来ない(Q氏)

6) 保育士試験について

6—1 保育士試験合格による保育士資格取得について

・廃止する必要はないと思うが、国家資格とも関連する。この保育士試験を国家試験とする方向を考えるのが1つ。だが、全てではない。段階的な資格取得と考えれば、第二段階以上で国家資格とする。国家資格としながら今の保育士試験を併用させることは、不合理であると思う。(O氏)

・現実の保育士の試験の内容、システムを完璧に理解している訳ではないので、これ以上の工夫の仕方については分からぬが、養成校卒業生に国家試験を実施する時には、実務経験とスクーリングなどで道は残しておくが、今やっている保育士試験はなくす。(P氏)

・1つのオプションとして、今でも幼稚園養成だけの所があって、保育士試験で保育士をとる。あの試験は、試験でいい。保育士試験を通った人の採用は、仮採用でするのはどうか。プレサービスのトレーニングを考えなればならない。採用にあたってはそういうことを入れなさいと設ける。特に実習について。(Q氏)

・保育士試験は、保育士が足りないという所から始まつたので廃止したらどうかという意見があつたが、多様な人材登用や実績をみるとあつた方がよい。今まで他の仕事をやっていたけれども人間を相手にする仕事、子どもを相手にする仕事をやりたいと思って保育職に変わってきた人たちがかなりいい保育者になっている。現状ではこれは残したほうがよいのではないか。夜間や通信という方法もあるが、都会では可能かもしれないが、田舎の方では難しい。子育て支援養成講座は、現場に出て行った人たちが戻ってきて報告しながらディスカッションする演習形式などによってバックアップ研修をやっているところもあるが、今までの枠組みだけで保育士試験を考えるのではなく、何か別なやり方も模索していくてもいいのではな

いか。(R氏)

7) その他、保育士養成課程について全般的に

7—1 保育士養成課程全般についてのご意見

・1つは、保育士の職務。18才未満の全ての子どもを視野に入れた大切なケアワーカーであり、保育ソーシャルワーカーであるという視点をどの領域でもどの内容でも明確にする。その上で更に養成資格取得のあり方を見直して、段階的なものが必要ではないかという趣旨。もう1つは、子どもと関わる専門職としての保育士と児童指導員、少年指導員などとの専門職として位置づけられている職種の再統合。保育士と児童指導員が非常に共通することもあるし、全く別の趣旨で考えなくてはならない所もある。そういうことも視野に入れて、特に社会福祉士との資格との関連や課題があると思う。(O氏)

・1つは、保育指導についての専門性をしっかりと確立しなければならない。保育指導原理、保育指導技術論などを教えられる教員を養成する。それを急がないとこれから保育所の子育て支援をソーシャルワーカーやカウンセラーが中心になってしまう。現に保育カウンセリング、保育ソーシャルワークという言葉を使い始めている。勿論、ソーシャルワーカーが保育を学んで子育て支援をすること、カウンセラーや心理士が子どものことを学んで子育て支援をすること、保育士がカウンセリングやソーシャルワークを学ぶことも大事。しかし、保育士の専門性としての保育指導を固有の技術として創り上げ、それを大学で保育士が教える、保育指導技術演習を保育士が教えていくことが必要。そのためには、保育士資格を持つ人が養成校で教えられるだけの実力を身につけているようなリカレント、大学院を引き受けるなどのシステムを作っていく必要がある。

もう1つは、保育士はこれまで戦後60年近くずっと施設に閉じ込められてきた。施設以外のことについて、養成校の教員自体も意識が向いていない。そこから脱却しなければならない。子ども服、離乳食売り場とかデパートが保育士を採用して、保育講座や玩具屋さんで親の話を聞きながら

遊び方のアドバイスをしながら販売するような保育士がどんどんでてこないと駄目。家庭を訪問する訪問保育士、集いの広場やディサービスなどで関わる保育士、そんな保育士を養成するということが必要。児童福祉でも在宅サービスを法定化したが、在宅サービスを担うのは保育士ではなくてボランティアだということになってしまった。それを保育士が担っていくというシステムにかえていかなければならない。そのためには在宅福祉サービスにもっとお金をかけていく必要がある。

さらに、保育士の担当セクションを保育所行政を担当する保育課がもっていることも再検討べき。医療現場にいる保育士の実情なども全然把握できていない。例えば総務課に児童福祉の入材を養成する係をおいて、そこに保育士の養成をするセクションを置くといい。保育課が保育士の担当セクションになっているので、就学前しか念頭にない。

今、保育士が一番苦労しているのは、思春期の子どもや被虐待児の問題。児童養護施設や、知的障害児施設にいる被虐待児、思春期の子どもの試し行動、問題行動、非行の問題を保育士が本当は担当しなければならないが、そういう教育を受けていない。学んでいても実際に対処できない。社会福祉士は相談援助専門職であり、子どもの養育に関する専門性が抜けている。相談援助をいくら学んでも虐待の思春期の子どもに対応、例えば子どもが自傷行為で頭を打ち付けている子どもにどうやったら子どもを落ち着けて座らせるかなどの技術は身につかない。そういう保育技術を養成校でやらなければならないがなされていない。養成校で行われている保育士養成の保育実技、指遊びとか歌とか表現では意味がない。そういう意味では、保育職を再構成しなければならない。(P氏)

・通信課程をどうするか。同じ養成校の水準ではない。同じ実習などは満たしているが、あちこちに委託している。別な所が受けて、通信に回している。抜け道が広がっている感じ。養成校が頑張っているのに通信が広がり、イージーになっているようにも思える。通信の意義は理解するが、変だなという感じをもっている。15回授業確保ということでは、いいが、学生ひとりひとりについ

て三分の二は確保する程度でなければ、学事日程も組めない。養成校の先生といえども大学の教員、研究も社会的貢献も必要だが、出来なくなる。研修、学会、助言活動も出来なくなってきた。

15回のやり方を養成校に委ねてほしい。監督などは、保養協に委ねるなどでいいのではないか。第3者や外部評価でチェックしていくことではないか。自主機関でやつたらどうか。(Q氏)

IV 調査結果の考察

1 保育士養成の教育内容について

1-1 今後さらに充実が必要な科目

児童福祉施設を対象とする保育士養成課程に関するアンケート調査結果（以下、「アンケート調査結果」と記載）をみると、今後、さらに充実することが課題とされる科目は、「家族援助論（66.7%）」「発達心理学（60.1%）」「障害児保育（52.2%）」「社会福祉援助技術（35.4%）」「精神保健（32.4%）」の順となっている。児童福祉施設の有識者へのヒアリング結果（以下、「有識者ヒアリング結果」と記載）・学識経験者へのヒアリング結果（以下、「学識経験者ヒアリング結果」と記載）、有識者ヒアリング結果と学識経験者ヒアリング結果を合わせて「ヒアリング結果」と記載）も、共に同様の傾向を示しており、子育て支援や援助技術、障害・虐待への対応、病児保育にかかわる教科目の充実を求めている。

これらは、急速な少子高齢社会の進行にともなうニーズに対応するために、今日の児童福祉現場に求められている専門性といえよう。すなわち子どもと家庭を取り巻く環境の変化は子育ての孤立化を生みだし、保護者への社会的支援と多様な保育ニーズへの対応を必要とした。これらニーズに対応できる専門性を確保するために、平成13年改正児童福祉法は、保育士を国家資格として位置づけ、その業務として「子どもへの保育」と「保護者への保育指導」の二つを規定する。同時に保育士養成課程の改訂が行われ、新たに家族援助論・社会福祉援助技術・障害児保育・養護内容・総合演習を必修とした。しかしその後も子どもと家庭が抱える問題は多様化・複雑化し、引き続くな出生率の低下や虐待の増加にもつながっている。これに対応するために、保育士には一層の専門性向上が求められている。このような社会状況を背景に、本調査結果は、保育士養成における今後の課題として、保護者を支援するための専門性と多様なニ

ーズに対応できる保育力の向上を示唆しているといえよう。

ただしヒアリング結果を見ると、このような子育て支援の専門性が充分に養成されていない要因の一つとして、保育士が行う保育指導に必要な専門知識と技術が未だ不明確であること、従ってこれらの科目内容や教授法にも多様なイメージがあり、混沌としている養成の現状が浮かんでくる。例えば学識経験者ヒアリング結果では、「保育士としての専門的な支援、保護者支援ということで、保育指導原理・保育指導技術論・保育指導技術演習という科目を、新たに作り必修とする」という意見や、「保育ソーシャルワークの側面を位置づける。ソーシャルワーク全般にプラスして保育ソーシャルワークをおくべきではないか」という意見など、多様な提案がみられた。このように科目内容や教授法について検討し、その明確化を図る必要性は、保護者への支援に関する科目でより顕著だが、同様の傾向は他の科目でもみられる。例えば障害児保育の充実を望む意見が多いが、ヒアリング結果に表れているその具体的な内容は多様であり、発達障害の拡大やこれに関する研究の進展、さらに発達障害者支援法や特別支援教育等の制度改革を背景に、教授内容や方法についての再検討が必要とされていることがわかる。一方で学識経験者ヒアリング結果に、教育原理に関する意見がいくつかみられたことも、ここに取りあげておきたい。すなわち「幼保一体が現実に進んできている中で、教育原理だけではなく教育内容の理解が必要ではないか」「学童保育との関わりも保育士には必要であり、幼児に限定しないで教育カリキュラムを含めた教育内容の理解が必要である」という意見である。

このようなヒアリング結果は、現行の保育士養成の科目配置や増加というよりも、むしろ内容の検討やカリキュラムの再編・再構成という、質的拡充が重要であることを示唆しているといえよう。

なお、ここでの質問は、「現行の養成課程の必修科目の中から、今後、さらに充実させる必要があると思われる科目」について尋ねたものである。すなわち、科目の重要度を問うものではなく、現行では学習が不足していると思われる科目を尋ね

たものである。従って、ここでの回答率が低い科目の重要度が低いという意味ではないことを、確認しておきたい。

1-2 今後の教育課程についての意見

現行の保育士養成課程科目にはないが今後必要と思われる科目を尋ねたところ、アンケート調査結果では、「倫理・保育者論（81.0%）」を選択する者が最も多かった。ヒアリング結果も理念・倫理の充実を望む意見が多く、同様の傾向を示している。

本調査票で示した選択肢以外の具体的な提案として、有識者ヒアリング結果において、「アセスメントとマネージメントの科目」「他の専門職との連携」「保育看護」などがあった。また学識経験者ヒアリング結果では、「幼稚園との関連や保育所保育士と施設保育士の問題をどう考えていくのか」という意見も見られた。子どもと家庭をめぐる問題の複雑化を背景に、児童福祉現場では、関連する機関・施設・学校の連携、他職種協働、機能の統合化が進んでおり、保育士にはそのための新たな専門性が求められているといえよう。

さらに有識者ヒアリング結果では、二年制教育課程の過密さや、教員の資質など、養成校の課題も指摘されている。すなわち、専門知識と技術の獲得のみならず、幅広い実体験や社会経験・生活経験、事例の掘り下げ、人間理解の深まり、保育士としてのセンスを磨くこと等を求める意見や、教授方法を問う意見が見られた。

1-3 保育実習をより充実させるための内容

保育実習をより充実するための内容について尋ねたところ、アンケート調査結果では、「事前事後指導を充実させる（61.1%）」「達成課題の明確化（50.5%）」の数値が高く、養成校での実習指導の充実が課題とされた。ヒアリング結果も、実習日数の増加という意見に加えて、実習方法・内容・指導等の充実を望む意見がより多く挙がっており、同様の傾向を示している。

有識者ヒアリング結果をみると、実習方法や指導の工夫、養成校と現場の相互理解や連携を深めることによって、実習の充実を図るという意見が

多く、これについての具体的な提案が多彩にされている。保育実習以外の多様な体験学習についての提案もみられた。

学識経験者ヒアリング結果をみると、実習段階や課題の明確化、幼稚園教員免許や他資格の実習との関連、学生・養成校・施設間の有機的作用と双方向の有効性などについて言及している。また通年実習やインターン・システム、座学と実学を組み込んだデュアルシステム等の新たな実習方法の開発が提案されている。さらに養成体系の改革も視野に入れて、「抜本的にやるならば、半期を授業に、半期を実習だけに当てるというような形にする」「幼保を踏まえた科目の再構築をする。8週間の中で、実習の設計について、柔軟性を持たせて、養成校に任せていく」等の提案がなされている。

1-4 養成校の独自性

養成課程の科目や内容に、個々の養成校の独自性を活かすことに関して尋ねた。養成校の独自性とは何を指すかが不明確なまでの質問であったが、アンケート調査結果をみると、「養成校の独自性をより活かす（60.3%）」が、「細目にわたって内容を規定する（25.2%）」を上回っている。ヒアリング結果も、同様の傾向であった。

有識者ヒアリング結果をみると、基本的な部分を共通化し、その上に養成校の独自性を積極的に打ち出していくという意見が顕著である。すなわち、「保育所も特色が求められていること」を挙げて、「学生も得意分野を伸ばして個性を發揮してほしい」「多様な経験・多様な視点を持った保育士が求められている」などの意見がみられた。その一方で、養成校間の格差を指摘する意見もあった。

学識経験者ヒアリング結果も、多様な専門性を持つ保育士が必要であり、養成校の特色を出せるようにする、という方向が示された。すなわち保育士としてのベースを共通にした上で、「基礎コースに対して特別コースで独自性を活かしていく」「養成校の独自性が出せるように自由度を増す」「科目数を増やすことには限度があり、最小限で必修とする」「シラバスの作りは緩める」等の提案がみられた。その中に、自由に対する責任を養成

校は持たねばならないという意見もあり、「保育士養成協議会でそれぞれの独自性を活かしつつ、自己規制していく方向性を提案していく」という提案もあった。

2 国家試験の導入について

2-1 国家試験の導入

養成校の卒業に加えて国家試験を課すことについて尋ねたところ、アンケート調査結果では、「必要最低限のレベルを確認する程度の国家試験を課す(61.9%)」という意見が多かった。ヒアリング結果も同様の傾向であり、国家試験の導入に賛成する意見が大勢を占め、試験の水準についても最低限の知識を問う内容とするという意見が多い。

国家試験を導入する理由についてみると、有識者ヒアリング結果では、「保育氏に対する社会的信頼・評価を高める」「保育士としての最低限の水準を確保する」ためという意見が多い。すなわち「現状では養成校間の格差、保育士の専門性に格差が大きい」という意見がみられた。一方で、国家試験を導入することに消極的な理由としては、「ペーパーテストでは保育士としての資質は測れない」という意見が多い。すなわち、「試験ができるても保育士の資質がよいとは限らない」「知識だけの人材を育成することであって欲しくない」という意見が見られた。国家試験導入に賛成する場合も、知識偏重の人材養成に陥ることへの懸念がみられ、基礎的知識の上に経験や研鑽を積むことの必要性が強調されている。

学識経験者ヒアリング結果をみると、いずれの意見においても共通していたことは、「質の確保のための仕組みが必要」ということである。例えば、「入学した人が全員卒業できる現行の仕組みの中で、卒業資格とイコール資格とするかという問題がある」という意見がみられた。また「国家資格としての保育士資格」という位置付けから、国家試験が必要とする意見もいくつかみられた。例えば「国家資格の中で保育士だけが国家試験を免除される合理的な理由は何もない」という意見である。さらに、保育士の待遇を上げるためにも、国家試験の導入は必須という意見があった。一方で、

国家試験導入を視野に入れながらも、「一律のペーパーテストでは、本当の力がつかないのではないか」という危惧もみられ、専門家によるチェック体制や第三者評価等を提案する意見もあった。また「保育士は現場で協調性・同僚性を持って学んでいくものである」「現場で育成していくことが必要な分野である」という視点から、卒業後のアフターケアが必要という意見もみられた。

3 保育士資格の性格について

3-1 保育士が対象とする児童の年齢の範囲

保育士が対象とする子どもの年齢について尋ねたところ、アンケート調査結果では、「現行のとおり、0歳～18歳までの児童を通して対象とする資格とする(58.3%)」が「0歳～就学前までと、就学後～18歳までとを分けて、別の資格とする(36.7%)」を上回っている。ヒアリング結果では、この双方の選択肢に係わる多様な意見、さらにはそれ以外の提案もみられた。

有識者ヒアリング結果をみると、全体としては「0歳～18歳までの児童を通して対象とする」という意見が多いが、その一方で「就学前と就学後に分ける」という意見、さらには「3歳未満と3歳以降に分ける」という提案もみられた。「0歳～18歳までの児童を通して対象とする」という理由としては、保育士としての資質には幅広い子どもの理解が不可欠という意見が多くみられる。すなわち「保育は将来を見通して長いスパンで見通して行われるもの」「子どもの発達は様々であること、保護者の相談支援ができるという意味でも、就学までの資格では説明がつかない」「地域の子どもを育てるのが仕事であり、18歳までが対象である」等である。また、人材確保の観点から、資格を狭めずに幅広くしておくべきという意見もあった。同じような観点として、他領域への異動や、同一法人内の種別の異なる施設への異動などの際に制約になるという意見があった。一方で、「0歳～就学前までと、就学後～18歳までとを分けて、別の資格とする」理由として、「就学前までの子どもをケアするコースと、18歳までをケアするコースがあつてよい」「高齢児対応について、充分養成され

ているとはいえない」「14歳以上の対応は、保育士では難しい」などの意見がみられる。

学識経験者へのヒアリング結果は、四氏それぞれに意見が分かれた。第一の意見は、「基本は0歳から17歳までであり、それを見据えた上で専門分化していく」というものであり、第一段階の養成では18歳未満の全ての子どもを対象とし、これを踏まえた第二段階の養成では、乳幼児を専門とする、学童を専門とする、思春期を専門とするものにそれぞれ分けるという意見である。第二の意見は、「就学前を対象とした保育職」「就学後を対象として施設や放課後児童クラブなどの養育福祉士ともいるべき保育職」「子育てのコーディネーターをする、ケアプランを作るような子育て支援専門員ともいるべき保育職」の三つに再編成する、という意見である。第三の意見は「乳幼児期に特定する」という意見である。第四の意見は、「幼稚園と保育所の免許・資格を両方取りやすくするためにには乳幼児以下の資格とすることになる」が、しかし領域に特化するのか、総合化していくのかという保育士資格の性格付けによって、対象年齢は異なってくるものであり、「福祉という仕事は本来的にもっと総合的な対応が必要ではないか」という立場に立っている。また「どちらをとるにせよ、関わりの基本は年齢が違っても同じというところもある」としている。

3-2 総合化と領域別特化

保育士資格を現行の通り一本化した資格とするか、あるいは領域別に分けた資格とするかについて尋ねたところ、アンケート調査結果では「現行のとおり、保育士資格はすべての児童を対象とした資格とする(64.2%)」が、「保育士資格は、領域別(保育・障害・医療・虐待・家庭支援など)に分けた複数の資格とする(29.8%)」を上回った。ヒアリング結果では、総合的な一本の資格とするか、あるいは領域別に特化して複数の資格とするかのいずれか一つに取捨選一をした意見よりも、むしろ両要素を包含した提案がみられた。

有識者ヒアリング結果では、領域に特化した勉強は必要だが、資格としては総合的な方が望ましいという意見が多い。その理由として、上記

の対象年齢の場合と同様に、「保育士はベーシックで汎用性のある総合的な専門職」という意見と、「人材確保の観点から幅広さが必要」という、二つの要素が挙がった。前者は、例えば「幅広い領域に対応できるベース」「専門性を特化することで子どもを対象化することは避けるべき」「保育士の専門性は様々な分野が統合されたものが望ましい」「狭い資質になる」という意見である。後者は、「間口を広げて人材を確保する」という観点からの意見であり、領域別の資格とした場合にそれに見合う就職先が確保できるか、という現実的な問題も提起されている。さらに「基礎は同じ。基礎資格の上に領域ごとに専門資格を上乗せして、専門的知識を確保」するという意見も見られた。一方で「領域別に分けた複数の資格とする」理由としては、保育士に求められる専門性が、今日、多岐にわたっていることがあげられている。すなわち、「専門性を高めつつ総合的な資格にするのは難しいかもしれない。領域別にせざるを得ないか」「総合的だが、医療、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設といった拡張で見ると、保育所保育士の機能と異なる要素もある」という意見が見られた。

学識経験者ヒアリング結果では、各氏共に、保育士資格を段階化する必要性を指摘している。すなわち、ベースとなるものは年齢別や領域別に分けずに一本化して総合的な保育士資格としておき、それに上乗せした部分はスペシャライズしていくという点で、共通している。ただしその具体的な内容は、四氏それぞれに異なる。すなわち第一は、「資格取得を第一段階と第二段階に分け、ステップアップできるシステムを考える。第二段階では、子ども中心ではなく保護者を支援する保育ソーシャルワーカーとして育つという人が含まれても良い」という提案である。第二は、「基礎資格があり、その上に1年コースのように上乗せして、これを領域別に分ける。ただし、国家資格としては、保育士という一つの基礎資格でよい」という提案である。第三は、施設の保育士と保育所の保育士に専門分化するという方向ではなく、「短大・四大を一種・二種と分ける」という意見であり、「特別な領域は今の四大の教育水準を考えると、むしろ修

士課程で考えた方がよい」という提案である。第四に、「専攻科や四年制が増えていく状況の中で、ベースの部分は共通にしておいて、障害の専門、家庭支援の専門など、アドバンストな面で位置づけていくのはどうか」という意見である。

4 保育士養成年限等について

4-1 保育士養成年限について

保育士養成年限について尋ねたところ、アンケート調査結果では、「幼稚園教諭免許のように二種（短期大学等）・一種（大学等）・専修（大学院等）のような資格とする（44.2%）」「現行の二年間養成課程を基盤とする単一資格でよい（28.3%）」「すべて四年間養成課程の資格に移行する（21.9%）」という順であった。すなわち、四年制資格の創設を望む者が、現行の二年間養成課程を基盤とする単一資格でよいとする者を上回っている。ただし、現行の二年間養成課程の単一資格とするという意見が3割弱あることにも、注意が必要であろう。また四年制資格のあり方については、「幼稚園教諭免許のように二種（短期大学等）・一種（大学等）・専修（大学院等）のような資格とする」が、「すべて四年間養成課程の資格に移行する」を上回っており、現行の二年間養成を基盤として、その上に四年間養成課程を積み上げていくという意見が多いといえよう。ヒアリング結果も、同様の傾向であり、現行の二年制養成に加えて四年制養成を創設するという意見が大勢を占めている。

有識者ヒアリング結果では、専門性向上の観点から現行の二年制以上の養成年限を望む意見が強い。これに加えて、「四年制なら学生に精神的余裕があるので望ましい」「年齢や社会的経験を重視する立場で見ると二年間では対応できない」という意見がみられた。ただし、全てを四年制に移行するというのではなく、二年制を基礎資格とし、そこに二年間を上乗せしていくという意見が多い。上乗せする内容に関しては、多様な提案がみられたが、総合的な四年制、専門特化した四年制、という二つの考え方がある。すなわち前者としては「幅広く人間性を養うカリキュラム」であり、後者としては「ケアワーカー（2年制）とソーシャ

ルワーカー（4年制）」「専修は施設経営論や地域福祉への関わりなど、プラスアルファを勉強」等の意見があった。その他に、共通基盤を二年制として、さらにその後一年間を上乗せして専門的な学習をするという意見もある。その場合も、三年制の上にまた一年を加えた四年間を考えているようだ。すなわち、「二年間の上乗せは重すぎる。3年が適当。さらに看護師と保健師のようにレベルを分けてもう1回というのがいい」「2年（基礎としての保育学）+1年（保育現場における実践的な学問や技術）。さらに主任保育士のスーパーバイズや地域コーディネート等を学ぶするなら四年制」という意見である。このような四年制資格の創設にあたって、取得者の待遇や制度的保障を求める意見もみられた。

学識経験者ヒアリング結果は、「ベーシックな資格の上に、ステップアップしてスペシャライズした資格」とすることは共通しているが、具体的な内容は四氏それぞれに異なる。第一の提案は、「二年、四年、大学院までを視野に入れた三段階にする」という内容である。この場合、基本的な保育力の上に、①高度な保育力、②子どもの心のケア、③保護者に対応する相談援助技術、④連携とコーディネートのための専門性、⑤スーパービジョン、等の専門性を積み上げていくという意見である。第二の提案は、「二年の基礎資格の上に上乗せの一年で分野別、領域別を学ぶ」という内容である。この場合、上乗せを四年制大学で行って四年間の養成期間としても構わない、といっている。第三の提案は、「幼稚園に合わせて、一種、二種、専修としていく。」という内容である。二種から一種に橋渡しするも仕組みを創り、「四大卒を増やし、一種免許にして小学校教諭と対等にしたい。」という内容である。この場合、専修で専門分化していくという意見である。第四の提案は、年限はもう少しゆとりを持った方がいいという理由から、「少なくとも3年は必要」という内容である。ここではその場合、「ベーシックな面とスペシャライズされた面とに分けて考えていく必要がある」としている。

4-2 四年間養成課程の資格が必要な理由

四年間養成課程の背景として求められている専

門性について、アンケート調査結果では、①入所児童の親に対応できる相談援助技術の専門性(68.8%)、②より高度な保育の専門性(63.9%)、③被虐待児等心のケアを必要とする子どもに対応できる専門性(62.5%)、④より高度な障害児保育の専門性の必要(48.5%)、⑤より高度な養護の専門性(48.0%)、⑥地域の子育て支援に対応できる専門性が求められているから(44.0%)の順となっている。すなわち、第一に入所児童の親への対応力が求められており、第二に保育・養護のより高度な専門性を確保して、障害児や被虐待児にも対応できる専門性が求められている。第三に、地域子育て支援力が求められている。四年間保育士の一が必要な背景として、このように多岐にわたる専門性の確保が求められていることが挙げられている。

これを施設種別にみると、保育所は、保育の専門性を高めることと、親への相談援助技術を高めることを求めている。養護系施設は、心のケア、入所児童の親への専門性を求めている。障害児系施設は、より高度な障害児保育の専門性を求めている。

4-3 ステップアップの仕組みの必要性

二年間養成課程の保育士資格を有して現場で働く者が、一定の現場経験の後に四年間養成課程の資格を取得することができるようなステップアップの仕組みの必要性について尋ねた。アンケート調査結果では、「ステップアップできる仕組みが必要(83.4%)」と回答した者が過半数を占めており、ヒアリング結果でも同様の傾向がみられた。

有識者ヒアリング結果をみると、ステップアップの仕組みは、四年制資格を創設する際の条件として、積極的に取りあげられている。また、このためには現任研修の充実が必要という意見もみられた。学識経験者ヒアリング結果でも、ステップアップできる仕組みが、提案されている。

いずれの結果からみても、四年制保育士養成を創設する場合には、ステップアップの仕組みが必要とされる。

4-4 大学院での保育士養成

アンケート調査結果をみると、「専門職大学院での保育士養成が必要(46.4%)」「大学院による保育士養成は必要ない(35.4%)」「研究を中心とする大学院での保育士養成が必要(15.3%)」の順となっている。大学院が必要という意見は、合わせて6割を越えている。また、研究を中心とする大学院よりも、専門職養成を行う大学院の割合が高く、現職者の専門性向上の機会が求められていることが分かる。

学識経験者ヒアリング結果では、大学院までを視野に入れた意見が多い。「大学院での養成も、特に高度専門職大学院の領域で大事」という意見や、「いずれ保育学博士を創らなければならないが、その時には幼保が一緒になっての保育学博士が必要」という意見がみられる。

5 保育士資格と他資格との関係

5-1 二種幼稚園教諭免許との関連づけ

今後の保育士資格と二種幼稚園教諭免許との関連づけについて尋ねたところ、アンケート調査結果では、「今後は共通化(一本化)する(66.8%)」が「現行通り別々の資格・免許のままでよい(28.7%)」を上回った。一方で、ヒアリング結果では、多様な側面が浮かびあがり、保育士資格と二種幼稚園教諭免許との関連づけを検討するためには、その前提として、未整理のままである保育士の専門性や対象範囲、児童指導員等を含む近接領域の資格との総合的な関係確認などが必要であることがわかった。

有識者ヒアリング結果では、多岐にわたる意見がみられた。保育士資格と幼稚園教諭の共通部分を強調する意見がみられる一方で、保育士としての専門性の明確化を強調する意見もあった。あるいは、関連づけを検討するためには、それ以前に保育士と幼稚園教諭の共通部分と異なる部分の整理が必要という意見も見られた。すなわち、共通化の提案は、保育所と幼稚園が一体化した認定子ども園の発足を背景にしており、「将来的には一つの資格になることが望ましい。教育機能を持ち、地域や家庭を支援するセンターで働く総合的な職種に」「違いがよく分からない。乳幼児期に教育と

子育てを分けて成り立つのか」「両方取得できた方がいい」「保育所も教育要領と同様の教育機能を果たしているので、実際に行っている保育士が、両方を持っていれば、それをはっきり言える」などの意見がみられた。一方で、「現行通り別々の資格・免許のままでよい」とする理由として、保育士の専門性を明確にしてそれを發揮する必要性や、資格の統合化より多職種連携こそが重要という意見がみられた。すなわち、「幼稚園は3歳以降が対象。0歳からの発達の連続性の確保、養護と教育が一体となった保育、保護者との連携、家庭支援など、保育士として大切な専門性がある。幼保を一体化するのではなく、保育士の専門性を活かしていく」「保育の中でも幼児教育の専門性をきちんと取り込んで、保育の中で勉強をする」「就学前の子どもに対応する仕事が単一の職種で成り立つのを疑問。保育士が誰と組んで仕事をするかが大切で、連携が重要。資格を共通化しても、問題解決にはならないだろう」という意見がみられる。

学識経験者へのヒアリング結果をみると、幼稚園教諭にとどまらず、近接領域の資格についての専門性を整理した上で、関係を確認するという意見がみられた。すなわち、保育士資格と幼稚園教諭の同時取得における科目の整理、保育士資格を段階化した上での幼稚園教諭免許との部分的統合化の検討、児童指導員も含めた子どもと家庭に関連する領域の専門性の整理と関係の確認、などが挙げられている。その結果としての保育士資格と幼稚園教諭の関連づけについては、各氏それぞれに意見が分かれた。保育士資格と幼稚園教諭免許を共通化する方向の意見として、「統合すべき。就学前保育職で、集団保育と個別保育をする専門職としたらいい」がみられる。一方で、現状では二つの資格・免許を一本に共通化するまでもないという意見がみられる。すなわち「両方必要であり、科目の整理をしていく必要がある」という意見や、「保育士の方が保育者養成という点では良くできている。幼稚園の方は、小中高の教員養成の並びの中で、学校教育という位置付けの中で出てきている。だから科目の建て方が学校教育体系の中できている。保育士は保育士だけに特化して創られている」という意見もみられた。あるいは別々

の資格として一部分を共有化するという提案もある。すなわち「三段階で言えば、第一段階が現行通り別々の資格・免許。第二段階で一本化の部分が出てくる。現実には両方の資格を持ちたいという人も増えているし、現実のニーズも両資格を持っている人が求められているから、そこの門戸まで閉ざす必要はない。お互い互換していく。全体的に一本化、共通化する必要はないと思う。」という意見である。

いずれにしても、保育士資格と幼稚園教諭の関連だけをとりあげて方向付けることができる課題ではなく、保育士資格の性格（総合性と、領域に特化したスペシャライズの関係）・対象とする年齢・養成年限・資格の段階化・ステップアップの仕組み等をどのように整理するのか、さらには他の近接領域の資格も含めて対象範囲・専門性の明確化（共通性と独自性）・資格の関連づけなどを整理し、これらを網羅して総合的に検討しなければならない課題であることがわかった。このことは、下記の資格との関連づけに関しても同様であろう。

5-2 介護福祉士資格との関連づけ

「現在、保育士資格を有する者は、1年間の介護福祉士養成課程で介護福祉士資格を取得できます。このような保育士資格と介護福祉士資格との関連づけを今後も図るべきだとお考えですか？」という質問に対して、アンケート調査結果は、「現行のとおり継続（68.9%）」が「介護福祉士資格と関連を持たなくて良い（32.7%）」を上回った。

ヒアリング結果からは、「特に反対はしない」「そのような道があるなら残しておく」「関連すればそれに超したことではない」「ケアという意味での本質は同じでできなくはない」というような、どちらかといえば消極的な継続といった意見が多く見られる。ただし「保育士の感性を持った介護福祉士の必要性」「介護の勉強をすることで視野が広くなる」といった資質にプラスになるという意見や「職場の異動」の観点から継続するという積極的な意見もみられる。一方で、「保育士課程に1年プラスして介護の勉強になるか疑問」「保育と介護は分けるべき」「現実として保育士プラス2年間」でないと無理なのではないか」という慎重論もある。

5-3 社会福祉士との関連づけ

「現行では、保育士資格と社会福祉士資格については、関連づけがありません。保育士と社会福祉士との関連づけを図るべきだとお考えですか?」という質問に対して、アンケート調査結果は、「今後、社会福祉士資格と関連づけていく

(62.6%)」が「社会福祉士資格と関連を持たなくて良い(32.7%)」を上回った。ヒアリング結果は、これと同様の傾向であり、保育士と社会福祉士との関連づけを必要と認める意見や、積極的に関連づけを求める意見が見られた。

有識者ヒアリング結果をみると、社会福祉士と保育士の両資格を持つことによって「より高い専門性と幅広い視野で利用者のニーズに応えることができる」「リーダーとなる人材には保育士+社会福祉士も必要である」「資格はともかく、児童養護なら保育士も社会福祉士の勉強をしておいた方がよい。保護者支援のためにシステムを勉強しておく必要があるため」という専門性向上のために必要という意見や、「保育士は社会福祉士以上に緊迫した現場でソーシャルワークもやっている」「リンクしていくべき。現行にそのような関連がないことがおかしい」といった積極的に関連づけを求める意見がみられる。あるいは、「社会福祉士でも保育の技術を取り入れていく必要があるのでは」という意見がみられる。

学識経験者ヒアリング結果でも、関連づけを図るという意見がみられるが、他の資格との関連やカリキュラム上の課題から慎重な意見もある。第一に、「保育士と社会福祉士の職務関連はソーシャルワークとケアワークの養成システムの中での緊急検討課題であり、関連づけを図るべきだと思う。ただし、そもそも保育士と児童指導員との関連性、専門性の違いを議論した上で、社会福祉士と結びつくのではないか」という意見である。第二に社会福祉士養成課程への提案として、「現状では社会福祉士の科目に養護原理、保育原理、療育原理などの子どもの援助についての科目が入っていない。現状をベースとして考えるならば、養護と保育と一緒にして養育概論、障害児との関わりの療育概論、介護概論の三つを選択科目にする。そういう内容を是非導入すべき」という意見がみられた。

第三に「幼稚園と保育士の両方の資格を取得できるようにしておき、四年制で社会福祉士をとっていくことを認めていく。ただし、来年以降、社会福祉士のカリキュラムが変わっていく中で、もしかしたら四年制大学でも難しいかもしれない。」という意見がある。

6 保育士試験による資格取得について

6-1 現行の保育士試験について

現行の保育士資格取得試験について尋ねたところ、アンケート調査結果では、「新たに条件をつけて行う(59.3)」「現行のまま資格取得試験を残す(26.8%)」「保育士試験による資格取得は廃止する(11.3%)」という順になった。新たに付加する条件の内容をみると、「実習を課す(68.9%)」「実務経験を課す(53.1%)」となっている。これらの実習・実務の条件に続いて「スクーリングを課す(48.9%)」が続いている。

有識者ヒアリング結果も同様の傾向であり、多様な人材確保のために残すべきという意見が多く見られるが、ただし、実習やスクーリングを課すことを条件とする意見が大勢である。一方で、廃止するという意見もみられた。現行の保育士試験を残す理由としては、「途中から入ってきた人は熱心」「社会人としての経験や視野を広めた専門家がこれからも必要」という意見がみられた。「廃止する」理由としては、「保育士は他の人と協働して働くので、きちんと教育課程で他の学生と学ぶという要素が大事」「通信制でもいいので学校で学ぶ」という意見がみられた。付加する条件の内容をみると、受験資格として、あるいは合格後に「現場実習」「現場経験」「スクーリング」を課すという意見が多い。また国家試験の内容に関しても、「偏差値の高い人が点をとれるものでなく、試験を受けることによって、センスが身につくようなケース対応の問題が含まれる必要がある」という意見が見られた。

学識経験者ヒアリング結果をみると、観点の違いによって異なる意見がみられた。“保育士養成の方法”という観点からは、「多様な人材登用や実績をみると合った方がよい。今までの枠組みだけで

保育士試験を考えるのではなく、別なやり方も摸索していいのではないか。」と、試験による資格取得というよりも、むしろ現場での研修による新たな保育士養成の方法が提案された。具体的には、「例えば子育て支援養成講座は、現場に出て行った人たちが戻ってきて報告しながらディスカッションする演習形式などによってバックアップ研修をやっているところもある。」「保育士試験で通った人の採用は仮採用とする。採用に当たっては、特に実習などのプレサービスのトレーニングを設ける。」という内容である。一方で“保育士養成の制度”という観点からは、「養成校卒業生に国家試験を実施する時には、実務経験とスクーリングなどで道は残しておくが、今やっている保育士試験はなくす」「国家資格としながら今の保育士試験を併用させることは不合理であると思う」という意見もみられた。

7 その他、保育士課程全般について

アンケート調査結果のフリーアンサーからは、①保育士の仕事の重要性、②保育士という職能への期待は、その背後にある“人”としての在り方を問うものであり、感性・人間性・常識・知識等が求められていること、③カリキュラムの見直し等についての記載があった。

ヒアリング結果からは、質問項目の他に、人間としてのあり方や、社会人としてのあり方、体験学習の重要性、現場と養成校との連携の重要性、など、多様な意見がみられた。また理念や倫理観を育てることの重要性、自ら考える力や哲学についても、言及されている。

第 2 章

保育所保育指針に関する研究

I 研究目的

1965年厚生省(当時)により作成された保育所保育指針(以下、保育指針)は保育所保育の理念や保育内容、保育方法を国が示すガイドラインとして、保育現場で活用されている。現在に至るまで、子どもをとりまく環境や社会情勢の変化に対応するため、1990年の第一次改訂に続き、2000年に第二次改訂が行われている。

第一次改訂においては、核家族化、少子化など子どもをめぐる環境や子ども自身の変化が進む中、乳児保育、障害児保育、延長保育など保育ニーズの多様化に対応するために改訂されており、養護を保育内容として明確に位置づけ、子どもの主体的な活動を大切にした環境による保育、遊びによる総合的な保育への転換が示された。

また、第二次改訂においては児童福祉法の改正(1997年)により、新たに地域の子育て支援の役割を担う保育所として対応するために、「養護と教育の一体性、子どもの主体性を尊重する保育、環境による保育」という保育の基本を継承し、機能の拡大と保育士の姿勢や役割の重要性などを示す視点が明確に打ち出された。

第二次改訂より6年経過した現在、①子育て支援事業の法定化、次世代育成支援対策、児童虐待防止対策の強化、発達障害の支援、食育の推進等、関係法令の改正等が実施されたこと、②保育所のソーシャルワーク機能を發揮した地域子育て支援の充実強化が求められていること、③保護者の就労形態の多様化により、ますます多様な保育ニーズに対応していく必要性や安全管理対策の強化が求められていること、④文部科学省においては幼稚園教育要領の改訂作業が進められている、などにより、保育指針の見直しを図り、第三次改訂を行う必要性が生じている。本研究では、保育に関連する有識者や保育実践者、並びに第二次改訂保育指針に基づき保育に取り組んできた主任保育士に対して調査を実施し、現行の保育指針の問題点や課題を聞くことにより、改訂に盛り込むべき内容や視点を抽出・整理することを目的としている。

II 研究方法

本研究では聴き取り(ヒアリング)調査及び質問紙調査を実施した。

1 聴き取り(ヒアリング)調査

平成18年7月から12月にかけて、保育に関連する有識者4名、保育実践者4名に対して聴き取り(ヒアリング)調査を行った。2名の調査者が以下の項目について質問し、回答をまとめた。

[聴き取り(ヒアリング)調査項目]

(1) 保育指針の内容及び示し方について

- 1) 現行保育指針の独自性について(養護と教育の一体性の捉え方など)。
 - 2) 子どもの発達過程別の「ねらい」「内容」の示し方について
 - 3) 保育士の専門性について
 - 4) 保育士の研修について
- (2) 保育所保育における子育て支援について
 - 1) 保育指針における子育て支援に関する示し方について
 - 2) 保育所保育士の行なう子育て支援の独自性について
 - (3) 他の専門機関との連携について
 - 1) 幼稚園や小学校との連携について
 - 2) 地域の他の専門機関(児童相談所・母子保健機関機関等)との連絡について
 - (4) 他の課題・問題点および子育て子育ち環境の変化に伴う保育指針の今後について

2 質問紙調査

現行の保育指針の内容や構成についての意見を聞くために以下の2種類の質問紙調査を実施した。対象はいずれも主任保育士である。

調査1: 発達過程区分別「ねらい」について

調査2: 保育指針の全体構成について

調査1

平成18年10月、保育士団体主催の主任保育士研修会場にて、調査主旨を説明した上で直接

配布後、翌日回収。配布数68件

調査内容は、発達過程区分別「ねらい」の各項目が指導計画作成時に参考にされているかどうかの実態を把握するため、「第3章 6か月未満児の保育の内容」から「第10章 6歳児の保育の内容」までの「3 ねらい」に示されているそれぞれの項目の必要性について「とても必要である」「やや必要である」「ほとんど必要ない」の三段階評価を求めた。また、現行の保育指針に示されている項目以外に必要と考えられる項目などについても記載を求めた。

さらに、調査1、2に共通に、保育指針の活用状況を尋ねた。

調査2

平成18年10月、全国の保育所から無作為に抽出した2000か所の保育所の主任保育士を対象に郵送式による質問紙調査を実施した。

調査内容は、保育指針の構成や示し方についての意見を把握するため、それぞれの章ごとに内容について「このままでよい」「一部変えるべき」「変えるべき」の三段階評価を求め、(一部)変えるべきとの評価を示した場合は、具体的な意見の記述を求めた。なお、第3章から第10章については、調査1と内容が重ならないように、発達過程区分、項目の示し方等について意見を求めた。

調査票は巻末に示す通りである。

III 研究結果

1 聴き取り（ヒアリング）調査結果

（1）ヒアリングの要旨

8名へのヒアリングの要旨は以下の通りである。なお、詳細は巻末に示す。

1) A氏（有識者：専門領域；幼児教育学・保育学）

幼稚園教育と保育所保育の関係について、両者に「養護と教育」は存在するものととらえ、

養護と教育を切り離すことせず、基本的に幼稚園教育と保育所保育の間に、明らかな違いはないとの立場をとっていた。

現行保育指針の「ねらい」と「内容」の示し方に関しては、示し方の整理の必要性を述べていた。また、発達過程と発達段階の違いを明確にし、「～歳頃」という記述が望ましいとしていた。

保育士の専門性については、臨時職員が増えている現状を考えると、総則部分でその重要性について触れるべきと述べていた。併せて、研修に関しては、保育者は具体的な事例を通して育っていくと考え、園内研修を実施し、個々の保育者がエピソード記録を通して事例を省察することの重要性を指摘していた。

保育所における子育て支援については、保育指針の中でどこまで示していくかが課題であるとし、これから保育指針は正規の保育と子育て支援の両方を含んでいないと成立しないと考えていた。また、親支援や地域支援、ボランティア支援も視野に入れていくことにも触れていた。長時間保育は幼稚園も倣えるものが望ましいとも述べていた。

今後の課題として、現在通知文書である保育指針の告示化の問題をあげていた。

2) B氏（有識者：専門領域；発達心理学）

今後の保育指針を考える上で、幼稚園教育との整合性をどのようにとていくかを課題としていた。また、幼小連携の問題、子育て支援の内容に関しても明確に示していくことの必要性を指摘していた。さらに、総則に示されている、「保育に欠ける」という表現について、要検討であることも述べていた。

子どもの発達過程別の「ねらい」、「内容」の示し方に関しては、発達心理学の知見が十分に反映されているとは言い難いと述べ、特に乳児保育については発達を促す視点が必要としていた。また、4、5歳児の教育的要素の扱い、障害児保育への対応、発達過程区分などについても指摘があった。第2章の子どもの発達は、抽象度の高い表現であるものの、よくできている

とのことであった。保育士の研修に関しては、保育所間で研修の実践に落差があること指摘した上で、現職研修の充実を図ることを課題としてあげていた。

保育所における子育て支援に関しては、多忙な保育士に多くの要求をすることの問題点を指摘していた。これから子育て支援は、認定こども園をはじめとする他の機関が、主に担うことになるのではと述べていた。

幼稚園や小学校との連携については、すぐにできるものとして小学校との指導要録の交換などを提案していた。

保育指針を告示化することについては、保育所や保育士の地位向上の点からも賛成の立場をとっていた。

3) C氏（有識者：専門領域；児童福祉）

児童福祉施設最低基準において、保育内容の記述が不十分なので、保育指針の中に養護と教育の内容を組み込むことが重要であるとしていた。また、幼稚園教育要領同様に（幼稚園と保育所間で養護と教育の捉え方に温度差はあるが）、遊びの位置づけを明確にすることの必要性も指摘していた。

子どもの発達過程別のねらい、内容の示し方に関しては、第三者評価の基準の活用や、小学校との接続を意識した内容を組み込むことの必要性についての指摘があった。

保育士の専門性については、保育指針内に保育指導業務を位置づけることおよび、保育士としての遵守事項を組み込むことの必要性、保育士の専門性に関する体系化の必要性、保育士の自己研鑽の必要性等に関して述べていた。また、研修も体系化されるべきで、全国保育士会の体系化された研修案を参考にすることを示唆していた。保育士の専門性や研修については、保育指針の中で1章設けてもよいのではとの発言もみられた。

保育所の子育て支援に関しては、カウンセラーやソーシャルワーカーを保育所内に置くことについて検討が必要とのことである。また、保育指針において、保育士が子育て支援において

どのような援助（カウンセラーやソーシャルワーカーとは違う）を行うのか、具体的に示すことが必要であり、保育士が行う子育て支援は保育の技術を基にしたものであることを打ち出すべきと考えていた。

他機関との連携については小学校、幼稚園だけでなく、放課後児童クラブとの連携も視野にいれるべきとの指摘があった。

その他の課題としては、指定保育士養成施設卒業後の国家試験というシステムの必要性、保育士独自の法律制定の必要性、保育所内のリスクマネージメントの問題などがあげられた。

4) D氏（有識者：専門領域；児童福祉）

保育所と幼稚園の関係について深く検討することの必要性を指摘していた。また、制度上、保育指針が独立性を持つことが必要とも述べていた。「家庭の補完」「保育に欠ける」といった表現についても要検討の指摘があった。子育て支援に関しては、13章だけでなく全ての章に散りばめることが必要とのことであった。

保育指針における、発達過程区分に関しては、現在の形で特に問題がなければそのままでも良いが、発達に関する新しい考え方（アタッチメント、食育、延長保育時に関する発達の捉え方など）は取り入れる方がよいとしていた。

保育士の専門性と研修についてはいずれも極めて重要な事柄と考えていた。特に、専門性に関しては、一つの章として独立させるべきとのコメントがあった。また、幼稚園教諭との相違点・共通点をどのように示すか、要検討であること、また保育指針の中で、保育ソーシャルワーカーとしての保育士が保護者の指導を行うことについても言及すべきとの意見が見られた。研修に関しては、自己評価、第三者評価、保育実習などの観点からの見直しも指摘していた。

子育て支援は、独立した章において示るべきとの立場をとっていた。特に、保護者への保育の指導については現行の表記では不十分とのことであった。

他機関との関係においては、幼稚園や認定こども園、小学校などを視野に入れた（特に子育